

個人 7

受付	令和 7 年 11 月 19 日 午前・午後 9 時 00 分
----	------------------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和 7 年 11 月 19 日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 若杉 たかし

尾張旭市議会規則第 50 条第 1 項の規定により、12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 <u>No. 1</u>	“おいしい紅茶日本一のまち”について
要旨	<p>尾張旭市が“おいしい紅茶のまち”を表明して早くも十数年が経つ。これは、日本紅茶協会が認定する“おいしい紅茶の店”が日本一多いことがベースになっている。しっかりとメディアなどに取り上げてもらい、市外の方には、結構に浸透しているが、いまいち市民の反応が鈍い。</p> <p>そこで行政が今後どのように携わっていくのか伺う。</p> <p>(1) 今年の紅茶フェスティバルの来場者数について</p> <p>(2) 行政が“おいしい紅茶日本一のまち”に対してどのように考えているのか</p> <p>(3) 行政は、紅茶フェスティバルにどのような支援をしているのか</p> <p>(4) 今後の展開、支援について</p>

* 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 <u>No. 2</u>	自転車に関する道路交通法改正について
要旨	<p>来年4月に道路交通法が改正され、自転車の交通違反にも反則金が科されることとなるが、それについて行政はどのように市民に対し啓発していくのか伺う。</p> <p>(1) 道路交通法改正を市民に対して、どのように啓発していくのか</p> <p>(2) 小学生、中学生に対しての交通安全教育について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。